

# 障害者活躍推進計画

令和 2 年 3 月

本部町今帰仁村清掃施設組合

# 障害者活躍推進計画

## 1 策定趣旨

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律123号)第7条の3第1項の規定に基づき、本部町今帰仁村清掃施設組合管理者が策定する障害者活躍推進計画である。

## 2 計画期間

この計画は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とする。

## 3 障害者雇用に関する課題

当組合においては、職員数が12人で主に機械の運転管理を行う小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っておらず、組織的な体制整備も特段行ってこなかった。

## 4 目標

### ①採用に関する目標

職員採用にあたっては、今後も障害者に限定した募集・採用を行うことは、困難であると考え、障害者であることを理由に応募できないよう受験資格を設けること及び障害者であることを理由に不採用とすることはせず、障害者を差別することなく能力本位の選考を行う。

### ②定着に関する目標

障害者を雇用した場合に備え、他機関の定着に関する事例の収集・検討を行う。

## 5 取組内容

### ①障害者の活躍を推進する体制整備

障害者の雇用推進者として事務局長を選任する。

障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、適正かつ速やかに選任する。

### ②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

中途障害者として身体障害者となった職員が身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合、又はその相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

職員に対して、パンフレットの配布等による障害者雇用の理解を深めるとともに、障害者である職員に対しては定期的に面談を行い、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならないよう適切に実施する。

④その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大の推進に努める。